秋のこどもまんなか月間
～子どもを真ん中に、みんなで育む社会へ～

11月は「秋のこどもまんなか月間」です。子どもたち一人ひとりの声や権利を大切にし、安心して育つことができる社会をみんなでつくるための期間です。

未来を担う子どもたちのために、地域や家庭、学校、社会のすべてが「こどもまんなか」に。この月間をきっかけに、一緒に考え、できることから取り組んでいきましょう。

オレンジリボンキャンペーン

「秋のこどもまんなか月間」の取組の1つで、子どもへの虐待をなくすための全国的な運動です。「子どもの笑顔を守ろう」という思いを込め、オレンジリボンを身につけて虐待防止のメッセージを広げましょう。

子どもの心や身体が傷つく行為は虐待です

どんな理由があっても、子どもに対する体罰は法律で禁止されています。

●**身体的虐待**…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること

●**性的虐待**…子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること

●**ネグレクト（育児放棄など）**…子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること

●**心理的虐待**…子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力（DV）を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待を引き起こす要因は様々で、複雑に絡み合っています。親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こる場合もあります。親や養育者を支援することで、未然防止や改善につながります。虐待と思われる事実を知ったときや相談は、右記の相談先まで連絡をしてください。

■例えばこんな場合

●近くに子育てに悩んでいる人がいる…

●子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

●あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…

※匿名可、秘密厳守

相談先

●児童相談所全国共通ダイヤル
189（いちはやく）番

●こども相談係（家庭児童相談室）
市役所3階 こども家庭課内
☎493-2095、☎493-2096
月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分（祝祭日、年末年始を除く）

ヤングケアラーへのご理解を

家族の世話や介護を担っている子どもたちがいます。学ぶことや友達と過ごす時間を犠牲にしてしまうこともあり、支援や理解が必要です。周囲の気づきが、子どもを支える大きな力になります。

■本人が「ヤングケアラー」に気づいていないこともあります

家庭の事情や環境によって、ヤングケアラーが担っている役割はさまざまです。また、幼いころから日常的に家族のケアやサポートをしていたり、成長につれて任される責任が大きくなっていく場合もあります。

多くのヤングケアラーにとって、家族のケアは当たり前のこととして受け入れられており、「自分はヤングケアラーだ」という自覚がありません。このため、適切な支援につながりにくく、一人で負担を抱えてしまいやすくなります。誰かに相談したいと思っても、以下のような理由で相談をあきらめてしまうことも考えられます。

●誰かに相談するほどの悩みではない

●家族のことを知られたくない

●相談しても状況が変わるとは思わない など

まずは、相手の立場に寄り添い、本人とその家庭の状況への理解が必要です。

ヤングケアラーの助けになる制度「子育て世帯訪問支援事業」

市では、妊産婦および18歳未満の子どもを養育する家庭を対象に家事・育児支援をする事業を実施しています。幼いきょうだいの世話や家事を担っているヤングケアラーの家庭も利用できます。

支援内容　市と契約した事業者から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行います。

●**家事援助**…調理、洗濯、掃除、買い物 など

●**育児援助**…授乳介助、おむつ交換介助、沐浴介助、保育所などの送迎、宿題の見守り など

問合先　こども家庭課
（☎493-2095、☎493-2096）

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
～あなたの声を聴かせてください～

【子どもの虐待ホットライン 集中電話相談】

日時　11月6日㈭・7日㈮ 午前11時～午後9時

専用ダイヤル　☎06-6646-0088

問合先　NPO法人 児童虐待防止協会（☎06-6646-4858）

※詳しくはホームページ（https://www.apca.jp）をご覧ください。